

北海道建設部土木工事関係委託業務検査方法書

(総 則)

第1条 北海道建設部が所管する土木工事関係委託業務の内、測量、調査、設計に関する検査の方法は、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達「業務委託事務取扱要綱の制定について」。以下「要綱」という。）によるほか、この方法書の定めるところによるものとする。

(検査の種類及び目的)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の完了検査（約款30条）、指定部分に係る検査（約款36条1項）、引渡部分に係る検査（約款36条の2項）（以下「完了検査」という。）

委託業務の成果品が契約図書に定められた数量や品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、原則として、受託者から成果品の引渡しを受け、業務委託料を支払う。

(2) 中間検査（要綱7）

委託業務の履行中に契約内容が適正に履行されていることを確認するために行う検査で、委託業務の手戻りを防ぎ、完了検査の効率化を図る。

対象委託業務、実施時期については委託業務中間検査実施基準による。

なお、中間検査で確認した成果品については、委託業務の内容から再度の確認が必要な場合を除き、完了検査時の確認を省略することが出来る。

(3) 契約不適合修補委託業務完了検査

委託業務完了後に契約不適合が発見され、その修補業務の完了を確認するために行う検査で、受託者から成果品の引渡しを受ける。

(検査の立会い)

第3条 検査員は、検査にあたって、必要に応じ、当該委託業務に係る業務担当員の立会いを求めることができる。

(検査の準備)

第4条 検査員は、検査にあたって、受託者及び業務担当員に対し、必要な測定要員、用具及び関係資料をあらかじめ準備させるものとする。

(検査の内容)

第5条 検査は、当該委託業務の実績報告書及び成果品を対象として行うものとし、契約図書に基づき、成果品について合否の判定を行うものとする。

2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、受託者または業務担当員に対して、履行状況、関係資料について事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、必要に応じて現地調査等を行うこととする。

（成果品の検査）

第6条 検査員は、成果品が委託者の意図を満足し、定められた技術基準に沿っているか否かを確認するために、成果品の数量及び品質の検査を行うものとする。検査にあたっては、検査基準（別表1）及び業務別検査の視点（別表2）に基づき、成果品、各種記録（照査記録、写真及び業務管理記録等）と設計図書を対比して合否を判定する。

（委託業務検査記録簿）

第7条 検査員は、当該委託業務の検査につき、その検査内容や特筆すべき事項を委託業務検査記録簿（別記様式-1）に記載し、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

（検査合格の処理）

第8条 当該委託業務が検査に合格した場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完了検査

検査員は、委託業務完了検査報告書（要綱別記第16号様式）により検査調書を作成の上、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査報告書（別記様式-2）に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(3) 契約不適合修補委託業務完了検査

検査員は、契約不適合修補委託業務完了検査報告書（別記様式-3）にその旨を記載し、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

（検査不合格の処理）

第9条 当該委託業務が検査に合格しない場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完了検査

検査員は、委託業務完了検査不合格報告書（別記様式-4）により検査調書を作成の上、修補内容を明記し、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査の結果、当該委託業務の実施状況、品質について契約図書との不適合を確認した場合は、業務担当員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(3) 契約不適合修補委託業務完了検査

検査員は、契約不適合修補委託業務完了検査の結果、合格しない場合は、契約不適合修補委託業務完了検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

（検査の中止）

第10条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに支出負担行為担当者に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 受託者若しくは管理技術者又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき

(2) 前号の他、検査の実施が困難となったとき

(緊急措置)

第11条 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を受託者に指示するとともに、速やかにその旨を支出負担行為担当者に報告しなければならない。

(委託業務施行成績の評定)

第12条 検査員は、委託が完了検査に合格した場合及び中間検査が終了した後、北海道工事関係委託業務施行成績評定要領（平成14年3月27日付け建情第1955号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「北海道工事関係委託業務施行成績評定要領の制定について」）に基づき評定を行い、委託業務施行成績評定表を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この方法書は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

別表1

検 査 基 準

検査項目	検査内容	検査方法
委託業務目的の達成	イ 成果品は委託の目的を達成しているか ロ 打ち合わせ記録の内容が成果品に反映されているか ハ 成果品を使用する際に不足が生じないか	イ 設計図書と報告書、成果品、各種記録の観察により検査する
成果品の数量	イ 成果品の数量は、設計図書と対比して合致しているか	イ 観察又は実測により検査する
成果品の品質	イ 照査は的確に行われているか ロ 取りまとめはわかりやすく、的確に行われているか ハ 成果品にミスはないか ニ 成果品は適切な技術基準により実施されているか ホ 成果品は適切な調査測定方法、調査測定機器によって作成されているか	イ 照査報告書の照査項目は適切か確認する ロ 照査項目を抽出して照査内容を確認する イ 観察と受託者からの説明を聞き取り、検査する イ 検査中の成果品観察により誤字、脱字、漏れが無い検査する イ 観察と受託者からの説明により、成果品を作成した技術基準を確認する イ 観察と受託者からの説明により、調査測定方法、調査測定機器を確認する

別表 2

業務別検査の視点(1/3)

業務	検査項目	検査の視点
測量	目的達成	・ 測量の範囲は今後の業務に必要となる範囲となっているか？
		・ 現地と比較し、測量点、調査物件に不足はないか？
業務	成果品の数量	・ 設計図書で示されている成果品が作成されているか？
		・ 公共測量作業規程で示されている成果品が作成されているか？
		・ 現地に成果品となる測量標等が設置されているか？
	成果品の品質	・ 観測手簿に作為はないか？
		・ 精度管理が確実に行われており、制限値内か？
		・ 点検計算が所定の方法で行われ、許容範囲内か？
		・ 平均計算による誤差は許容範囲内か？
		・ 図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか？
		・ 測量標等の設置位置は工事等に支障なく適切か？
		・ 立会簿、建標承諾書等の必要書類が整備されているか？
		・ 成果品の照査、社内検査、点検は不足無く、確実に実施しているか？

別表 2

業務別検査の視点(2/3)

業務	検査項目	検査の視点
調査業務	目的達成	・調査の範囲は今後の業務に必要となる範囲となっているか？
		・調査の解析結果は業務の目的を達成しているか？
		・対策工法の比較検討に当たっては可能な工法を選定し、経済性、安全性、長期安定性に十分考慮しているか？
	成果品の数量	・設計図書で示されている成果品（図面、報告書等）が作成されているか？
		・現地に成果品となる観測機器、調査位置表示が設置されているか？
	成果品の品質	・調査記録に作為はないか？
		・精度管理が確実に行われており、制限値内か？
		・調査機器の点検が所定の方法で行われているか？
		・解析方法、計算方法、計画の安全率等は適切か？
		・調査結果と考察、解析は矛盾点が無く、整合しているか？
		・報告書、図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか？
		・考察や解析に使用した技術資料は明確になっているか？
		・設計、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか？
		・成果品の照査は不足無く、確実に実施しているか？

別表 2

業務別検査の視点(3/3)

業務	検査項目	検査の視点
設計	目的達成	<ul style="list-style-type: none"> 設計内容は積算、施工、他の設計業務に必要な成果品を作成しているか？
		<ul style="list-style-type: none"> 設計内容は工事目的を達成しているか？
業務	成果品の数量	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書で示されている成果品（図面、報告書等）が作成されているか？
	成果品の品質	<ul style="list-style-type: none"> 設計内容は測量、調査解析結果を反映しているか？
		<ul style="list-style-type: none"> 設計内容は現場の特性に合わせて、経済性、安全性、施工性、環境保全、維持管理が考慮されているか？
		<ul style="list-style-type: none"> 設計方法、数量計算方法、構造物の安全率等は適切か？
		<ul style="list-style-type: none"> 報告書、図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか？
		<ul style="list-style-type: none"> 設計に使用した技術資料は明確になっているか？
		<ul style="list-style-type: none"> 積算、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか？
		<ul style="list-style-type: none"> 成果品の照査は不足無く、確実に実施しているか？

別記様式－1

委託業務検査記録簿

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属
検査員 職氏名

委託業務番号 _____
委託業務名 _____

上記委託業務に係る検査を実施しました。

受託者		委託期間 (当初)	年 月 日 ~
委託金額	円 (当初)	(最終)	年 月 日
	円 (最終)	検査年月日	年 月 日
検査種類	完了、指定部分、中間 (第 回)、引渡部分		
検査項目	工種・細目	検 査 メ モ	
業務目的	----- ----- ----- ----- -----		
成果品数量	----- ----- ----- ----- -----		
品 質	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----		
その他特記事項 ----- ----- ----- -----		立 会 者 名	管理技術者及び照査技術者等
			発 注 者

注1 検査種類の内、該当するものを○で囲むこと。
注2 検査メモは、実測、計算チェックした結果や内容、特筆すべき事項を検査項目別に記載すること。

委託業務完了検査報告書

年 月 日

様

所 属

検査員

職氏名

次の検査調書のとおり検査を完了したので、報告します。

検 査 調 書

1 委託業務名

2 受 託 者

3 委託金額 金 円

4 委託期間 年 月 日から

年 月 日まで

5 業務完了年月日 年 月 日

6 検査年月日 年 月 日

7 検査結果

8 成 果 品

注 決定書等によりあらかじめ指定を受けた検査員が自ら検査を行うこと。

別記様式－2

中間検査報告書
(第 回)

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属
検査員 職氏名

委託業務番号 _____

委託業務名 _____

上記委託業務に係る中間検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

受 託 者		委託期間 (当初)	年 月 日 ~ 年 月 日
委託金額	円 (当初)	検査年月日	年 月 日
検 査 員 所 見			
確認成果品調書			
業務担当員への 指 示 事 項			

注 委託業務検査記録簿を添付して提出のこと。

別記様式－ 3

契約不適合修補委託業務完了検査報告書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属
検査員 職氏名

委託業務名

上記契約不適合修補委託業務完了に係る検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

被修補請求者		検査年月日	年 月 日
検査員所見			

注 委託業務検査記録簿を添付して提出のこと。

注 2 検査員所見には合格、不合格を記載すること。不合格の場合はその内容について明記すること。

別記様式－４

委託業務完了検査不合格報告書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

検査員 (職氏名)

委託業務名

上記委託業務について、検査の結果、次のとおり修補を要するものと認めます。

受 託 者			
委 託 期 間	年 月 日	から	年 月 日 まで
検査年月日	年 月 日	修補に要する日数	日
検査所見			
【修補（改造を要する部分及び修補の概要）】			

決 裁 欄					
上記委託業務に係る修補を受託者に請求する。				決裁権者	
				起案者	部 課
修補履行期限	年 月 日			起案年月日	年 月 日
整理番号	第 号	請求年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日